

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



# 長崎県公報

## 目 次

	所管課(室)名
◎ 告 示	
・公有水面埋立ての竣功認可	漁 港 漁 場 課
・道路の供用開始(2件)	道 路 維 持 課
・市街地再開発事業の事業計画の変更認可	住 宅 課
・一般競争入札の参加者の資格等(2件)	物 品 管 理 室
◎ 公 告	
・製菓衛生師試験の実施	生 活 衛 生 課
・大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見	経 営 支 援 課
・漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧(2件)	漁 業 振 興 課
・令和4年長崎魚市場の休業日	水 産 加 工 流 通 課
・契約者等	農 産 園 芸 課
・一般競争入札の実施(2件)	物 品 管 理 室
◎ 交通局公告	
・契約者等	総 務 課
◎ 教育委員会規則	
○教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則	教 職 員 課

## 告 示

### 長崎県告示第757号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての竣功を認可した。

なお、その関係書類を次のとおり閲覧に供する。

令和3年11月19日

長崎県知事 中村 法道

- 埋立ての竣功認可年月日 令和3年11月19日
- 埋立ての竣功認可を受けた者の住所氏名  
名 称 対馬市  
所 在 地 長崎県対馬市厳原町国分1441番地  
代表者氏名 対馬市長 比田勝尚喜  
代表者住所 長崎県対馬市厳原町国分1441番地
- 埋立ての区域
  - 位 置 長崎県対馬市美津島町雑知字濱ノ原陰甲42番3から甲57番7に至る地先
  - 区 域 省略(閲覧図書のとおり)
  - 面 積 9,667.57平方メートル

- 4 埋立地の用途  
漁港施設用地、水路敷
- 5 埋立免許年月日及び番号  
平成2年10月30日付け長崎県指令2漁計許第18号
- 6 閲覧場所  
長崎県対馬市厳原町国分1441番地 対馬市役所

**長崎県告示第758号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局上五島支所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年11月19日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 太田有川港線	南松浦郡新上五島町有川郷字芋木場1450番297地先から 南松浦郡新上五島町有川郷字芋木場1450番140地先まで	令和3年11月19日

**長崎県告示第759号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年11月19日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 福江富江線	五島市浜町287番2地先から 五島市浜町294番1地先まで	令和3年11月19日

**長崎県告示第760号**

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第1項の規定により、上駅通り地区第一種市街地再開発事業の事業計画の変更（第6回変更）を認可した。

令和3年11月19日

長崎県知事 中村 法道

- 1 組合の名称  
上駅通り地区市街地再開発組合
- 2 事務所の所在地  
大村市東本町2番地1
- 3 設立認可の年月日  
平成20年6月16日
- 4 事業施行期間  
平成20年6月24日から令和4年3月末日まで
- 5 施行地区  
大村市東本町415番地外31筆
- 6 事業計画の変更の認可の年月日  
令和3年11月10日

## 長崎県告示第761号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和3年11月19日

長崎県知事 中村 法道

## 1 調達する物品の種類

調達する物品の種類は、次のとおりとする。

3 入札第153号 3次元造形システム 1式

## 2 競争入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しないものである。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者
- (4) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (5) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (6) 原則として1年以上の営業実績を有しない者

## 3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

## (1) 申請の時期

この告示の日から令和3年12月6日までとする。

## (2) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。

また、長崎県出納局物品管理室ホームページからダウンロードすることにより入手することもできる。

## (3) 申請書の提出方法

申請者は、次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。

ア 法人にあつては、次の(ア)及び(イ)

(ア) 登記簿謄本

(イ) 前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書

イ 個人にあつては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)

(ア) 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書

(イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

(ウ) 前年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書

ウ 県税に関し未納がないことを証する証明書

エ 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

【注】上記「ウ」「エ」について

新型コロナウイルス感染症の影響で納税が困難となり税の徴収を猶予されている場合は、下記の書類を添付することで、当該証明書に代えることができる。

○長崎県税：新型コロナウイルスによる特例制度の「徴収猶予許可通知書」※備考欄に「徴収猶予を行っている税目以外については 月 日現在の未納額はありませぬ。」の記載があるもの。

○国税：「徴収猶予許可通知書」

オ 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し

カ 印鑑届（様式第2号）

キ 口座振替申込書（様式第3号）

ク 取扱品目明細書（様式第4号）

ケ 代理店、特約店等の契約明細書（様式第5号）

コ 物品関係の不適切な経理処理に係る誓約書（様式第9号）

サ その他知事が必要と認める書類

(4) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

〔住所〕〒850-8570長崎市尾上町3-1

〔名称〕長崎県出納局物品管理室

〔電話〕095-895-2881

〔長崎県出納局物品管理室ホームページアドレス〕<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>

4 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第6号）により通知（郵送）する。

5 指名停止に関する報告

競争入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第9号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）、地方公営企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。）又は長崎県の出資団体をいう。）から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日（15日目が長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項各号に掲げる休日（以下「休日」という。）に該当する場合は、その翌日（休日を除く。））以内に指名停止に関する報告書（様式第10号）を提出しなければならない。

6 3の(2)、3の(3)のイからロまで、4及び5に掲げる書類の様式は、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める様式（物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係るものに限る。）とする。

7 資格の有効期間及び更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和5年9月30日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和5年7月に実施する「県が発注する物品の競争入札参加資格の更新」の申請をすること。

8 資格の取消し等

(1) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(3)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

(3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

### 長崎県告示第762号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和3年11月19日

長崎県知事 中村 法道

## 1 調達する物品の種類

調達する物品の種類は、次のとおりとする。

3 入札第152号 CAD室コンピューターネットワーク 1式

## 2 競争入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しないものである。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者
- (4) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (5) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (6) 原則として1年以上の営業実績を有しない者

## 3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

## (1) 申請の時期

この告示の日から令和3年12月6日までとする。

## (2) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。

また、長崎県出納局物品管理室ホームページからダウンロードすることにより入手することもできる。

## (3) 申請書の提出方法

申請者は、次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。

ア 法人にあつては、次の(ア)及び(イ)

(ア) 登記簿謄本

(イ) 前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書

イ 個人にあつては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)

(ア) 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書

(イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

(ウ) 前年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書

ウ 県税に関し未納がないことを証する証明書

エ 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

【注】上記「ウ」「エ」について

新型コロナウイルス感染症の影響で納税が困難となり税の徴収を猶予されている場合は、下記の書類を添付することで、当該証明書に代えることができる。

○長崎県税：新型コロナウイルスによる特例制度の「徴収猶予許可通知書」※備考欄に「徴収猶予を行っている税目以外については 月 日現在の未納額はありませぬ。」の記載があるもの。

○国税：「徴収猶予許可通知書」

オ 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し

カ 印鑑届（様式第2号）

キ 口座振替申込書（様式第3号）

ク 取扱品目明細書（様式第4号）

ケ 代理店、特約店等の契約明細書（様式第5号）

コ 物品関係の不適切な経理処理に係る誓約書（様式第9号）

サ その他知事が必要と認める書類

## (4) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定め

られた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

〔住所〕〒850-8570長崎市尾上町3-1

〔名称〕長崎県出納局物品管理室

〔電話〕095-895-2881

〔長崎県出納局物品管理室ホームページアドレス〕<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>

4 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第6号）により通知（郵送）する。

5 指名停止に関する報告

競争入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第9号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）、地方公営企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。）又は長崎県の出資団体をいう。）から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日（15日目が長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項各号に掲げる休日（以下「休日」という。）に該当する場合は、その翌日（休日を除く。））以内に指名停止に関する報告書（様式第10号）を提出しなければならない。

6 3の(2)、3の(3)の(カ)から(コ)まで、4及び5に掲げる書類の様式は、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める様式（物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係るものに限る。）とする。

7 資格の有効期間及び更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和5年9月30日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和5年7月に実施する「県が発注する物品の競争入札参加資格の更新」の申請をすること。

8 資格の取消し等

(1) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(3)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

(3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

---

## 公 告

---

### 製菓衛生師試験の実施（公告）

製菓衛生師法（昭和41年法律第115号。以下「法」という。）第4条第1項の規定により、令和3年度長崎県製菓衛生師試験を次のとおり実施する。

令和3年11月19日

長崎県知事 中村 法道

1 試験の日時及び場所

(1) 試験の日時 令和4年1月14日（金）14時から

---

- (2) 試験の場所 長崎県庁 行政棟 会議室302, 303, 304, 305, 307, 308, 311, 312, 501, 601, 603  
(長崎市尾上町3番1号)

## 2 試験科目

- (1) 衛生法規
- (2) 公衆衛生学
- (3) 食品学
- (4) 食品衛生学
- (5) 栄養学
- (6) 製菓理論
- (7) 製菓実技

## 3 受験資格

次の各号のいずれかに該当する者であること。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者（高等学校への入学資格を有する者をいい、法附則第3項の規定により学校教育法第57条に規定する者とみなされる者を含む。以下同じ。）であって、都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において、1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの
- (2) 学校教育法第57条に規定する者であって、2年以上菓子製造業に従事したもの
- (3) 法の施行の際（昭和41年12月26日）現に菓子製造業に従事していた者（学校教育法第57条に規定する者を除く。）であって、菓子製造業に従事した期間が、法の施行の日において3年を超えているもの又は法の施行の日後3年を超えるに至ったもの

## 4 受験手続

### (1) 提出書類

- ア 受験願書（製菓衛生師法施行細則（昭和42年長崎県規則第63号）様式第5号）
- イ 履歴書及び写真（受験申込前6か月以内に撮影した正面上半身無帽の縦4センチメートル、横3センチメートルのもので、裏面に氏名を記入したもの）及び氏名を変更した者は戸籍抄本
- ウ 3の受験資格の(1)に該当する者は、次に掲げる書類を添付すること。  
都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したことを証する当該製菓衛生師養成施設の長の証明書
- エ 3の受験資格の(2)に該当する者は、次に掲げる書類を添付すること。  
（ア）学校教育法第57条に規定する者であることを証する書類  
（イ）2年以上菓子製造業に従事したことを証する書類
- オ 3の受験資格の(3)に該当する者は、法の施行の際現に菓子製造業に従事しており、かつ当該製造業に3年以上従事したことを証する書類を添付すること。
- カ 菓子製造に係る1級又は2級の技能検定に合格した者は、試験科目のうち製菓理論及び製菓実技の免除を受けることができるので、受験申請時に技能検定合格証書を提示すること。

### (2) 受験手数料

9,400円（長崎県収入証紙を受験願書にちよう付すること。ただし、県外に居住する者は、現金書留又は定額小為替証書で送付すること。）

なお、受験願書受理後の受験手数料は一切返還しない。

### (3) 受験願書の受付期間

令和3年11月22日（月）から令和3年12月10日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）。受付時間は、県庁及び県立保健所 午前9時から午後5時45分、長崎市保健所 午前8時45分から午後5時30分、佐世保市保健所 午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、郵送の場合は、令和3年12月10日（金）の消印のあるものまで受け付ける。

### (4) 受験願書の提出先

受験者の住所を管轄する保健所。または、長崎県県民生活環境部生活衛生課（〒850-8570長崎市尾上町3番1号）とする。

## 5 合格の発表

合格の発表は、令和4年3月18日（金）に県のホームページに掲示し、合格者には合格通知書を送付する。

## 6 試験結果の開示

製菓衛生師試験の総合得点及び科目別得点は、長崎県個人情報保護条例（平成13年長崎県条例第38号）第24条第1項の規定により、受験者本人が必要書類（受験票、合格証書、運転免許証、健康保険証、個人番号カード・在留カード、特別永住者証明書等本人であることを証明できる書類）を持参した場合に限り、口頭で開示を行うことができる。

(1) 開示場所

長崎県県民生活環境部生活衛生課

(2) 開示期間

令和4年3月18日（金）から令和4年4月8日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）

7 その他

(1) 受験願書等は、住所地を管轄する保健所及び長崎県生活衛生課で配付するほか、県のホームページから申請書をダウンロードすることも可能である。

(2) 受験願書には、郵便番号を記載すること。

(3) 過去の試験問題については、ホームページ、県民センター及び県内6か所の行政資料コーナーで入手することが可能であること。

(4) 受験手続その他詳しいことは、最寄りの保健所又は長崎県県民生活環境部生活衛生課（電話095-895-2364）へ問い合わせること。

なお、文書による問合せには、必ず返信用切手を同封すること。

### 大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和3年11月19日

長崎県知事 中村 法道

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ドラッグストアモリ諫早高来店

長崎県諫早市高来町泉183番 外

2 届出の概要

(1) 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社ドラッグストアモリ 代表取締役 森 竜馬

福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1

(2) 大規模小売店舗の新設

大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,541平方メートル

3 意見書の概要

(1) 意見書を提出した者

諫早市長 大久保 潔重

(2) 意見書の内容

意見なし

4 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から1月間

(2) 縦覧場所

長崎県産業労働部経営支援課、諫早市商工振興部商工観光課

### 漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和3年11月19日

長崎県知事 中村 法道



## 1 届出事項

- (1) 発起人の住所及び氏名  
長崎県長崎市香焼町2287番地イ2  
小泉 雄義  
長崎県長崎市伊王島町2丁目554番地1  
中村 浩治
- (2) 加入区  
西彼南部加入区
- (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称  
西彼南部漁業協同組合

## 2 指定漁船調書の縦覧

- (1) 縦覧期間  
公告の日から15日間
- (2) 縦覧場所  
長崎県長崎市伊王島町2丁目2047番地2  
西彼南部漁業協同組合

**漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和3年11月19日

長崎県知事 中村 法道

## 1 届出事項

- (1) 発起人の住所及び氏名  
長崎県長崎市神浦向町49番地  
前田 金市  
長崎県長崎市神浦江川町857番地  
日宇 敏治
- (2) 加入区  
外海町加入区
- (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称  
長崎市みなと漁業協同組合

## 2 指定漁船調書の縦覧

- (1) 縦覧期間  
公告の日から15日間
- (2) 縦覧場所  
長崎県長崎市毛井首町1番地158  
長崎市みなと漁業協同組合

**令和4年長崎魚市場の休業日（公告）**

長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例（令和2年長崎県条例第25号）第5条第2項の規定により、令和4年長崎魚市場の休業日を次のとおり定めたので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年11月19日

長崎県知事 中村 法道

## 1 休業日

年	月 日	曜 日	摘 要
令和4年	2月15日	火	休業日

2月23日	水	休業日（天皇誕生日）
3月9日	水	休業日
3月19日	土	休業日
4月16日	土	休業日
4月29日	金	休業日（昭和の日）
5月3日	火	休業日（憲法記念日）
5月4日	水	休業日（みどりの日）
6月14日	火	休業日
6月28日	火	休業日
7月16日	土	休業日
8月15日	月	休業日
9月13日	火	休業日
9月23日	金	休業日（秋分の日）
10月10日	月	休業日（スポーツの日）
11月8日	火	休業日
11月23日	水	休業日（勤労感謝の日）
12月10日	土	休業日
12月31日	土	休業日

※ 1月1日から1月4日まで、8月16日及び日曜日は、長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例第5条第1項に規定する休業日

### 契約者等（公告）

随意契約の相手方等について、次のとおり公告する。

令和3年11月19日

長崎県知事 中村 法道

- 1 随意契約に係る物品の名称及び数量  
ユーゲサイドD（テックス板） 80,000枚
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
長崎県農林部農産園芸課  
〒850-8570 長崎市尾上町3-1
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和3年9月8日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地  
鹿児島県鹿児島市南栄2丁目9番地  
サンケイ化学株式会社 代表取締役 福谷 明
- 5 随意契約に係る契約金額  
21,560,000円

6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約

7 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号の規定に該当するため。

### 一般競争入札の実施（公告）

物品の購入について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和3年11月19日

長崎県知事 中村 法道

1 一般競争入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

3 入札第153号 3次元造形システム 1式

(2) 購入物品の特質等

仕様書による。

(3) 納入期限

令和4年3月25日

(4) 納入場所及び条件

①納入場所 長崎県立大村工業高等学校実習棟2階CAD室（大村市森園町1079-3）

②条件 仕様書のとおり

(5) 入札の方法

前記(1)の物品を一括して入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。

(2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に基づき、物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係る資格を得ていること。

(4) この公告の日から10の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

(5) この公告の日から10の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

2の(3)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

（名称）長崎県出納局物品管理室

（住所）〒850-8570 長崎市尾上町3-1

（電話）095-895-2881

（提出期限）令和3年12月6日17時00分

4 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等

（住所）〒850-8570 長崎市尾上町3-1

- (名称) 長崎県出納局物品管理室  
(電話) 095-895-2881
- 5 契約条項を示す場所  
4の部局等とする。
- 6 入札説明書の交付方法  
長崎県出納局物品管理室ホームページ上 (<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>) において、掲載する。
- 7 一般競争入札参加申請書の提出場所及び提出期限  
入札参加希望者は、必ず一般競争入札参加申請書を提出すること。一般競争入札参加申請書には登録番号を必ず記載すること。  
(提出場所) 長崎県出納局物品管理室  
(提出期限) 令和3年12月21日17時00分
- 8 同等品承認願の提出場所及び提出期限  
(提出場所) 長崎県出納局物品管理室  
(提出期限) 令和3年12月13日17時00分
- 9 入札書及び契約の手続において使用する言語並びに通貨  
日本語及び日本国通貨
- 10 入札の場所及び期日等  
(場所) 長崎県庁行政棟1階入札室  
(期日) 令和3年12月22日10時20分  
開札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に4の部局に確認すること。  
(郵送による場合の入札書の受領期限等)  
(受領期限) 令和3年12月21日17時00分(必着)  
(提出先) 長崎県出納局物品管理室  
(その他) 郵送による場合は一般書留郵便、簡易書留郵便、又は特定記録郵便のいずれかの方法により上記受領期限内必着のこと。
- 11 入札保証金及び契約保証金  
(1) 入札保証金  
免除する。  
(2) 契約保証金  
契約金額(消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。)の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。  
ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合  
イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合
- 12 入札者が代理人である場合の委任状の提出  
入札者が代理人である場合は、委任状(委任者が長崎県へ届出済の印影があるものに限る。)の提出が必要である。  
適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。
- 13 入札の無効  
次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(10)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。なお、(7)及び(15)から(19)までは、入札書の提出方法が郵送の場合に限る。  
(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。  
(2) 一般競争入札参加申請書を提出していない者が入札したとき。  
(3) 入札者が法令の規定に違反したとき。  
(4) 入札者が連合して入札をしたとき。  
(5) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。  
(6) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

- (7) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。
- (8) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (9) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (10) 同等品承認のなされなかったもので、入札をしたとき。
- (11) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (12) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に印影が長崎県へ届出済の印影でない場合及び入札者が代理人である場合に印影が委任状の代理人の印影でない場合を含む。）等、入札者の意思表示が確認できないとき。
- (13) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (14) 入札書に記載された金額が訂正されているとき。
- (15) 入札書が所定の方法以外の方法で提出されたとき。
- (16) 代理人が入札したとき。
- (17) 外封筒及び内封筒の二重封筒となっていないとき。
- (18) 内封筒の中に複数の入札書が入っているとき。
- (19) 内封筒に、入札番号又は入札物品名のいずれか若しくはその両方の記載がないとき。
- (20) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

#### 14 落札者の決定方法

- (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

#### 15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書4に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等  
この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
- (4) その他、詳細は入札説明書による。

#### 16 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :  
3D printer Systems,1 set
- (2) Delivery period:  
March 25, 2022
- (3) Delivery place:  
1079-3 Morizono-machi, Omura City, 2nd floor, CAD Room, Laboratory Building  
Nagasaki Prefectural Omura Technical High School
- (4) Time-limit for tender by registered mail :  
5:00 p.m. December 21, 2021
- (5) Date and time for the opening of tenders:  
10:20 a.m. December 22, 2021
- (6) Point of Contact:  
Goods Management Office, Treasury, Nagasaki Prefectural Government.  
3-1 Onoue-machi Nagasaki 850-8570 Japan

TEL. 095-895-2881

### 一般競争入札の実施（公告）

物品の購入について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和3年11月19日

長崎県知事 中村 法道

#### 1 一般競争入札に付する事項

##### (1) 購入物品及び数量

3 入札第152号 CAD室コンピューターネットワーク 1式

##### (2) 購入物品の特質等

仕様書による。

##### (3) 納入期限

令和4年3月25日

##### (4) 納入場所及び条件

納入場所 長崎県立佐世保工業高等学校 6号館 4階 建築科CAD製図室  
(佐世保市瀬戸越3-3-30)

条 件 仕様書のとおり

##### (5) 入札の方法

前記(1)の物品を一括して入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。

(2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に基づき、物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係る資格を得ていること。

(4) この公告の日から10の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

(5) この公告の日から10の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

#### 3 入札参加資格を得るための申請の方法等

2の(3)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

(名称) 長崎県出納局物品管理室

(住所) 〒850-8570 長崎市尾上町3-1

(電話) 095-895-2881

(提出期限) 令和3年12月6日 17時00分

#### 4 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等

(住所) 〒850-8570 長崎市尾上町3-1

(名称) 長崎県出納局物品管理室

(電話) 095-895-2881

#### 5 契約条項を示す場所

4の部局等とする。

6 入札説明書の交付方法

長崎県出納局物品管理室ホームページ上 (<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>) において、掲載する。

7 一般競争入札参加申請書の提出場所及び提出期限

入札参加希望者は、必ず一般競争入札参加申請書を提出すること。一般競争入札参加申請書には登録番号を必ず記載すること。

(提出場所) 長崎県出納局物品管理室

(提出期限) 令和3年12月21日 17時00分

8 同等品承認願の提出場所及び提出期限

(提出場所) 長崎県出納局物品管理室

(提出期限) 令和3年12月13日 17時00分

9 入札書及び契約の手続において使用する言語並びに通貨

日本語及び日本国通貨

10 入札の場所及び期日等

(場所) 長崎県庁行政棟1階入札室

(期日) 令和3年12月22日10時00分

開札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に4の部局に確認すること。

(郵送による場合の入札書の受領期限等)

(受領期限) 令和3年12月21日 17時00分(必着)

(提出先) 長崎県出納局物品管理室

(その他) 郵送による場合は一般書留郵便、簡易書留郵便、又は特定記録郵便のいずれかの方法により上記受領期限内必着のこと。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

契約金額(消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。)の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合

12 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状(委任者が長崎県へ届出済の印影があるものに限る。)の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

13 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(10)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。なお、(7)及び(15)から(19)までは、入札書の提出方法が郵送の場合に限る。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(2) 一般競争入札参加申請書を提出していない者が入札したとき。

(3) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(4) 入札者が連合して入札をしたとき。

(5) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(6) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

(7) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。

(8) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(9) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らか

かである者が入札したとき。

- (10) 同等品承認のなされなかったもので、入札をしたとき。
  - (11) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
  - (12) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に印影が長崎県へ届出済の印影でない場合及び入札者が代理人である場合に印影が委任状の代理人の印影でない場合を含む。）等、入札者の意思表示が確認できないとき。
  - (13) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
  - (14) 入札書に記載された金額が訂正されているとき。
  - (15) 入札書が所定の方法以外の方法で提出されたとき。
  - (16) 代理人が入札したとき。
  - (17) 外封筒及び内封筒の二重封筒となっていないとき。
  - (18) 内封筒の中に複数の入札書が入っているとき。
  - (19) 内封筒に、入札番号又は入札物品名のいずれか若しくはその両方の記載がないとき。
  - (20) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。
- 14 落札者の決定方法

- (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書4に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等  
この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
- (4) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :  
CAD Room Computer Network, 1 set
- (2) Delivery period:  
March 25, 2022
- (3) Delivery place:  
3-3-30 Setogoe, Sasebo City, Building No.6 4th floor,  
Department of Architecture CAD Drafting Room,  
Nagasaki Prefectural Sasebo Technical High School
- (4) Time-limit for tender by registered mail :  
5:00 p.m. December 21, 2021
- (5) Date and time for the opening of tenders:  
10:00 a.m. December 22, 2021
- (6) Point of Contact:  
Goods Management Office, Treasury, Nagasaki Prefectural Government.  
3-1 Onoue-machi Nagasaki 850-8570 Japan  
TEL 095-895-2881



---

## 交通局公告

---

### 契約者等（公告）

随意契約の相手方等について、次のとおり公告する。

令和3年11月19日

長崎県交通局長 太田 彰幸

- 1 購入品目及び予定数量  
軽油 888 キロリットル
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
(名称) 長崎県交通局管理部総務課 (総務係)  
(住所) 〒850-0043 長崎市八千代町3-1  
(電話) 095-822-5141
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和3年10月29日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
(氏名) 南国殖産株式会社 長崎支店 支店長 大江 正一郎  
(住所) 長崎市茂里町1番46号
- 5 随意契約に係る購入単価  
127,360円 (1キロリットル当たり単価 (消費税含む))
- 6 随意契約の理由  
地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の2第1項第5号の規定に該当するため

---

## 教育委員会規則

---

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年11月19日

長崎県教育委員会教育長 平田 修三

### 長崎県教育委員会規則第14号

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状に関する規則 (平成元年長崎県教育委員会規則第6号) の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後

改正前

様式第3号（第16条―第25条関係）

様式第3号（第16条―第25条関係）

様式第3号（第16条―第25条関係）

様式第3号（第16条―第25条関係）

長崎県収入証紙  
貼付箇所

長崎県収入証紙  
貼付箇所

<b>教育職員免許状</b>		(授与・追加) (交 付) 願 (検 定)	
長崎県教育委員会 様		年 月 日	
(※自署)氏 名			
私は下記の教育職員免許状を（授与）（交付）（教育領域の追加）していただきたいので関係書類を添えてお願いします。			
本籍	都・道 府・県	生 年 月 日	明・大 昭・平
現住所	市 町 番地	年 月 日	
	県 郡 村	番 号	
受けようとする免許状の種類		教科、特別支援教育領域又は事項	
幼・小・中・高・特別支援 自立教科等・養護教諭・栄養教諭		専修・1種・2種 特別・臨時	
連絡先	TEL — —	※ 勤務校が長崎県内の 公立学校の場合	職員番号（6桁）
勤務校			
<b>誓 約 書</b>			
私は教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までに該当しないこと及び出願について虚偽のないことを誓約いたします。			
年 月 日			
(※自署)氏 名			
根拠	別表 1. 2. 2の2. 3. 4. 5. 6. 6の2. 7. 8	免許法附則 3. 5. 8. 9. 12. 18	
	法16条の2. 16条の4. 17条. 18条	施 1 条 号	
判 定	合 格	授与年月日	年 月 日 原簿番号
	不 合 格	不 合 格 の 理 由	

<b>教育職員免許状</b>		(授与・追加) (交 付) 願 (検 定)	
長崎県教育委員会 様		年 月 日	
(※自署)氏 名			
私は下記の教育職員免許状を（授与）（交付）（教育領域の追加）していただきたいので関係書類を添えてお願いします。			
本籍	都・道 府・県	性 別 男・女	生 年 月 日
現住所	市 町 番地	明・大 昭・平	年 月 日
	県 郡 村	番 号	
受けようとする免許状の種類		教科、特別支援教育領域又は事項	
幼・小・中・高・特別支援 自立教科等・養護教諭・栄養教諭		専修・1種・2種 特別・臨時	
連絡先	TEL — —	※ 勤務校が長崎県内の 公立学校の場合	職員番号（6桁）
勤務校			
<b>誓 約 書</b>			
私は教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までに該当しないこと及び出願について虚偽のないことを誓約いたします。			
年 月 日			
(※自署)氏 名			
根拠	別表 1. 2. 2の2. 3. 4. 5. 6. 6の2. 7. 8	免許法附則 3. 5. 8. 9. 12. 18	
	法16条の2. 16条の4. 17条. 18条	施 1 条 号	
判 定	合 格	授与年月日	年 月 日 原簿番号
	不 合 格	不 合 格 の 理 由	

注1 大衆目録のみ記入。特外は記入しないこと。  
 2 氏名の記入にあたっては必ず本人自ら署名し、ゴム印などを使用しないこと（押印不要）。  
 3 記入にあたっては裏面の記入上の注意事項をよく読むこと。

注1 大衆目録のみ記入。特外は記入しないこと。  
 2 氏名の記入にあたっては必ず本人自ら署名し、ゴム印などを使用しないこと（押印不要）。  
 3 記入にあたっては裏面の記入上の注意事項をよく読むこと。

様式第4号（第16条―第24条関係）

様式第4号（第16条―第24条関係）

履 歴 書				
(※自署)氏 <small>まりがな</small> 名				
本籍	都・道 府・県	生年 月日	明・大 昭・平	年 月 日
現住所	県	市 郡	町 村	番地 番号
学 歴	学 校 名	年 月 日	在学期間	卒・修・退学等の区分
		自 年 月 日 至 年 月 日	年 月	
		自 年 月 日 至 年 月 日	年 月	
		自 年 月 日 至 年 月 日	年 月	
		自 年 月 日 至 年 月 日	年 月	
免 許 状	免許状の種類	教科又は領域	授与年月日 <small>(有資格者がある場合は年月日)</small>	番 号
			・ ・ ( ・ ・ )	
			・ ・ ( ・ ・ )	
			・ ・ ( ・ ・ )	
			・ ・ ( ・ ・ )	
職 歴	年 月 日	事 項	備 考	
	・ ・			
	・ ・			

様式第4号（第16条―第24条関係）

様式第4号（第16条―第24条関係）

履 歴 書				
(※自署)氏 <small>まりがな</small> 名				
本籍	都・道 府・県	性別 男・女	生年 月日	明・大 昭・平
現住所	県	市 郡	町 村	番地 番号
学 歴	学 校 名	年 月 日	在学期間	卒・修・退学等の区分
		自 年 月 日 至 年 月 日	年 月	
		自 年 月 日 至 年 月 日	年 月	
		自 年 月 日 至 年 月 日	年 月	
		自 年 月 日 至 年 月 日	年 月	
免 許 状	免許状の種類	教科又は領域	授与年月日 <small>(有資格者がある場合は年月日)</small>	番 号
			・ ・ ( ・ ・ )	
			・ ・ ( ・ ・ )	
			・ ・ ( ・ ・ )	
			・ ・ ( ・ ・ )	
職 歴	年 月 日	事 項	備 考	
	・ ・			
	・ ・			

様式第8号(第21条関係)

様式第8号(第21条関係)

特別免許状推薦書				
				年 月 日
長崎県教育委員会 様				
所属長			印	
所轄庁(理事長)			印	
教育職員免許法第5条第4項の規定により、下記の者を推薦しますので、特別免許状を授与くださるようお願いいたします。				
本籍	都道府県	ふりがな氏名	年 月 日生	
職名	担当予定教科又は事項	担当学年及び週当たり時数		
採用予定年月日	年 月 日			
専門的な知識経験又は技能				
社会的信望				
教育に対する熱意・識見				
推薦の事由(特別免許状の必要性)				

様式第8号(第21条関係)

様式第8号(第21条関係)

特別免許状推薦書				
				年 月 日
長崎県教育委員会 様				
所属長			印	
所轄庁(理事長)			印	
教育職員免許法第5条第4項の規定により、下記の者を推薦しますので、特別免許状を授与くださるようお願いいたします。				
本籍	都道府県	ふりがな氏名	男・女	年 月 日生
職名	担当予定教科又は事項	担当学年及び週当たり時数		
採用予定年月日	年 月 日			
専門的な知識経験又は技能				
社会的信望				
教育に対する熱意・識見				
推薦の事由(特別免許状の必要性)				

様式第11号(第26条関係)

様式第11号(第26条関係)

長崎県収入証紙  
貼付箇所

教育職員免許状再交付願				
				年 月 日
長崎県教育委員会 様				
(*自署) 氏名			ふりがな	
私は、下記の教育職員免許状を紛失(汚損・破損)いたしましたので再交付して下さるようお願いいたします。				
本籍	都道府県	生年月日	明・大昭・平	年 月 日
現住所	県	市	町	番地
連絡先	TEL	※勤務校が長崎県内の公立学校の場合		職員番号(6桁)
勤務校				
再交付を受けようとする免許状の種類	教科・特別支援教育領域又は事項	番号	授与年月日	
幼・小・中・高・盲・聾・養護 特別支援・特殊教科 自立教科等・養護教諭・栄養教諭	専修・1種 2種・特別 臨時	第 号	年 月 日	
幼・小・中・高・盲・聾・養護 特別支援・特殊教科 自立教科等・養護教諭・栄養教諭	専修・1種 2種・特別 臨時	第 号	年 月 日	
幼・小・中・高・盲・聾・養護 特別支援・特殊教科 自立教科等・養護教諭・栄養教諭	専修・1種 2種・特別 臨時	第 号	年 月 日	
幼・小・中・高・盲・聾・養護 特別支援・特殊教科 自立教科等・養護教諭・栄養教諭	専修・1種 2種・特別 臨時	第 号	年 月 日	
幼・小・中・高・盲・聾・養護 特別支援・特殊教科 自立教科等・養護教諭・栄養教諭	専修・1種 2種・特別 臨時	第 号	年 月 日	
紛失(汚損・破損)の事由				

注1 氏名の記入にあたっては必ず本人自ら署名し、ゴム印などを使用しないこと。(押印不要)  
 2 手数料は免許状1件につき長崎県手数料条例に定める額の長崎県収入証紙を所定の箇所に貼付すること。  
 3 汚損・破損の場合は原本を添付すること。

様式第11号(第26条関係)

様式第11号(第26条関係)

長崎県収入証紙  
貼付箇所

教育職員免許状再交付願				
				年 月 日
長崎県教育委員会 様				
(*自署) 氏名			ふりがな	
私は、下記の教育職員免許状を紛失(汚損・破損)いたしましたので再交付して下さるようお願いいたします。				
本籍	都道府県	性別	男・女	生年月日
現住所	県	市	町	番地
連絡先	TEL	※勤務校が長崎県内の公立学校の場合		職員番号(6桁)
勤務校				
再交付を受けようとする免許状の種類	教科・特別支援教育領域又は事項	番号	授与年月日	
幼・小・中・高・盲・聾・養護 特別支援・特殊教科 自立教科等・養護教諭・栄養教諭	専修・1種 2種・特別 臨時	第 号	年 月 日	
幼・小・中・高・盲・聾・養護 特別支援・特殊教科 自立教科等・養護教諭・栄養教諭	専修・1種 2種・特別 臨時	第 号	年 月 日	
幼・小・中・高・盲・聾・養護 特別支援・特殊教科 自立教科等・養護教諭・栄養教諭	専修・1種 2種・特別 臨時	第 号	年 月 日	
幼・小・中・高・盲・聾・養護 特別支援・特殊教科 自立教科等・養護教諭・栄養教諭	専修・1種 2種・特別 臨時	第 号	年 月 日	
幼・小・中・高・盲・聾・養護 特別支援・特殊教科 自立教科等・養護教諭・栄養教諭	専修・1種 2種・特別 臨時	第 号	年 月 日	
紛失(汚損・破損)の事由				

注1 氏名の記入にあたっては必ず本人自ら署名し、ゴム印などを使用しないこと。(押印不要)  
 2 手数料は免許状1件につき長崎県手数料条例に定める額の長崎県収入証紙を所定の箇所に貼付すること。  
 3 汚損・破損の場合は原本を添付すること。

様式第12号（第27条関係）

様式第12号（第27条関係）

長崎県収入証紙  
貼付箇所

**教育職員免許状授与(交付)証明願**

年 月 日

長崎県教育委員会 様

(※自署) <sup>よりがな</sup>氏 名

私は.....のため必要がありますので下記教育職員免許状の授与(交付)証明書を.....通交付してくださいをお願いします。

本籍	都・道 府・県	生年 月 日	明・大 昭・平	年 月 日
現住所	県	市 郡	町 村	番地 番 号
連絡先	TEL	※ 勤務校が長崎県内の 公立学校の場合		職員番号(6桁)
勤務校				

証明を受けようとする免許の種類	教科、特別支援 教育領域又は事項	番 号	授与年月日
幼・小・中・高・盲・聾・養護 特別支援・特殊教科 自立教科等・養護教諭・栄養教諭	専修・1種 2種・特別 臨時	第 号	年 月 日
幼・小・中・高・盲・聾・養護 特別支援・特殊教科 自立教科等・養護教諭・栄養教諭	専修・1種 2種・特別 臨時	第 号	年 月 日
幼・小・中・高・盲・聾・養護 特別支援・特殊教科 自立教科等・養護教諭・栄養教諭	専修・1種 2種・特別 臨時	第 号	年 月 日
幼・小・中・高・盲・聾・養護 特別支援・特殊教科 自立教科等・養護教諭・栄養教諭	専修・1種 2種・特別 臨時	第 号	年 月 日
幼・小・中・高・盲・聾・養護 特別支援・特殊教科 自立教科等・養護教諭・栄養教諭	専修・1種 2種・特別 臨時	第 号	年 月 日

注1 氏名の記入にあたっては必ず本人自ら署名し、ゴム印などを使用しないこと。(押印不要)  
 2 手数料として、長崎県手数料条例に定める額の長崎県収入証紙を所定の箇所に貼付すること。  
 (上記に記入された免許を1通で証明します。)

様式第12号（第27条関係）

様式第12号（第27条関係）

長崎県収入証紙  
貼付箇所

**教育職員免許状授与(交付)証明願**

年 月 日

長崎県教育委員会 様

(※自署) <sup>よりがな</sup>氏 名

私は.....のため必要がありますので下記教育職員免許状の授与(交付)証明書を.....通交付してくださいをお願いします。

本籍	都・道 府・県	性別 男・女	生年 月 日	明・大 昭・平	年 月 日
現住所	県	市 郡	町 村	番地 番 号	
連絡先	TEL	※ 勤務校が長崎県内の 公立学校の場合		職員番号(6桁)	
勤務校					

証明を受けようとする免許の種類	教科、特別支援 教育領域又は事項	番 号	授与年月日
幼・小・中・高・盲・聾・養護 特別支援・特殊教科 自立教科等・養護教諭・栄養教諭	専修・1種 2種・特別 臨時	第 号	年 月 日
幼・小・中・高・盲・聾・養護 特別支援・特殊教科 自立教科等・養護教諭・栄養教諭	専修・1種 2種・特別 臨時	第 号	年 月 日
幼・小・中・高・盲・聾・養護 特別支援・特殊教科 自立教科等・養護教諭・栄養教諭	専修・1種 2種・特別 臨時	第 号	年 月 日
幼・小・中・高・盲・聾・養護 特別支援・特殊教科 自立教科等・養護教諭・栄養教諭	専修・1種 2種・特別 臨時	第 号	年 月 日
幼・小・中・高・盲・聾・養護 特別支援・特殊教科 自立教科等・養護教諭・栄養教諭	専修・1種 2種・特別 臨時	第 号	年 月 日

注1 氏名の記入にあたっては必ず本人自ら署名し、ゴム印などを使用しないこと。(押印不要)  
 2 手数料として、長崎県手数料条例に定める額の長崎県収入証紙を所定の箇所に貼付すること。  
 (上記に記入された免許を1通で証明します。)

附 則

この規則は、令和3年11月5日から施行する。

発行者  
長崎県  
長崎市尾上町三番一号

電話代表  
直通  
(八九五)  
二二一四

印刷所  
長崎市樺島町八番十二号

株式会社  
寺田宏  
弥ト